

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(平成31年4月2日から令和2年4月1日) (単位:人)

職種	H31.4.1現在	期間内の退職者	期間内の採用者	R2.4.1現在
一般事務・技術職	313 (2)	19 (2)	16 (3)	311 (3)
研究職	7 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)
医師・歯科医師	23 (0)	25 (0)	2 (0)	0 (0)
薬剤師・医療技術職	83 (0)	71 (0)	2 (0)	14 (0)
看護・保健職	149 (1)	136 (1)	1 (0)	14 (0)
保育士・幼稚園教諭	111 (3)	7 (3)	6 (0)	110 (0)
消防職	73 (0)	3 (0)	3 (0)	73 (0)
技能労務職	59 (7)	12 (7)	9 (9)	56 (9)
合計	818 (13)	273 (13)	39 (12)	585 (12)

(注) 1 職員数には特別職は含めません。  
2 ( )は再任用職員(常勤)の人数です。

(2) 事由別退職者数(平成31年4月2日から令和2年4月1日) (単位:人)

定年退職	応募認定退職	普通退職	免職	失職	割愛等	合計
11	217	16	0	0	29	273

(3) 職員数の状況(令和2年4月1日現在) (単位:人)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	88	101	13	育児休業中の人事課付け職員増
	税 務	29	28	△ 1	東日本大震災派遣職員減
	民 生	118	119	1	こども園建設業務増
	衛 生	67	76	9	病院事業指定管理者制度業務増
	労 働	0	0	0	
	農 水	5	5	0	
	商 工	21	21	0	
	土 木	40	41	1	空き家対策業務増
	小 計	373	396	23	
特別行政	教 育	64	67	3	読書普及業務増
	消 防	73	73	0	
	小 計	137	140	3	
公営企業等	病 院	259	0	△ 259	指定管理者制度へ移行
	水 道	12	11	△ 1	欠員不補充
	下 水 道	10	10	0	
	そ の 他	27	28	1	包括支援センター業務増
	小 計	308	49	△ 259	
合 計		818	585	△ 233	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

#### (4) 級別の職員数(令和2年4月1日現在)

(注) 特別職、技能労務職、臨時又は非常勤職員を除いています。

##### 行政職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1級	定型的な業務を行う職務	39	7.4
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	76	14.4
3級	主査の職務	163	30.9
4級	係長の職務	139	26.4
5級	課長補佐の職務	48	9.1
6級	課長の職務	37	7.0
7級	部長の職務	25	4.8
	合計	527	100.0

(注) 5級に1名、4級に1名、3級に1名再任用職員を含みます。

## 2 職員の競争試験及び選考の状況

令和元年度中に実施した職員採用試験の状況

(単位:人、倍)

職種	申込者数	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
一般事務職	37	33	3	11.0
保育士・幼稚園教諭	17	15	4	3.8
消防職	39	35	4	8.8
土木職	2	2	1	2.0
任期付看護師	1	1	1	1.0
任期付診療放射線技師	1	1	1	1.0
任期付臨床検査技師	2	2	1	2.0
合計	99	89	15	5.9

## 3 職員の人事評価の状況

人事評価は客観性を保ち、公平性・透明性・納得性・信頼性の確保に努めつつ、職員の仕事を業績評価と能力・態度評価の2つの観点から、それぞれの評価基準に基づき絶対評価により5段階の評価を行っています。評価結果については勤勉手当や任用等に活用しています。なお評価対象者は一般職に属する全職員(臨時的職員及び非常勤職員を除く)としています。

## 4 職員の給与の状況

### ○ 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 30年度の人件費率
元年度	2.3.31 57,767 人	千円 23,608,990	千円 482,645	千円 3,975,019	% 16.8	% 16.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人 541	千円 1,869,545	千円 161,492	千円 750,809	千円 2,781,846	千円 5,142

(注) 1 この表は病院、水道など企業会計と特別会計を除いた職員給与費です。

2 職員手当は児童手当及び退職手当を含んでいません。

3 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況

区分	29年度	30年度	元年度
土岐市	96.9	97.4	97.7
全国市平均 (指定都市を除く)	99.1	99.1	98.9

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指数です。

### ○ 職員の平均給与額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 320,800	円 381,700	42.5 歳	円 269,300	円 316,600	51.9 歳

#### (2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	土 岐 市	
	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	182,200 円
	高校卒	150,600 円
		採用2年経過日 給 料 額
		195,500 円
		160,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,600 円	310,300 円	341,100 円
	高校卒	218,000 円	236,200 円	318,100 円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に職歴がある場合は、その年数を含みます。

2 それぞれの学歴区分で、該当する経験年数の職員がいない場合は、想定される標準的な給料月額を記載しています。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	職員	職員	主査	係長	課長補佐	課長	部長		
職 員 数	人 9	人 29	人 73	人 78	人 24	人 27	人 22	人 262	
構 成 比	% 3.4	% 11.1	% 27.9	% 29.8	% 9.2	% 10.3	% 8.4	% 100	
参考	1年前の構成比	5.0	10.5	28.3	27.9	9.7	11.2	7.4	100
	5年前の構成比	6.9	14.2	22.3	26.2	10.8	13.8	5.8	100

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な補職名です。

2 再任用職員(常勤)を含みます。

(5) 職員手当の状況

期末手当 勤勉手当 (令和元年度 支給割合)	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.3 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分	
12月期	1.3 (0.725) 月分	0.925 (0.45) 月分		
計	2.6 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分		
職制上の段階、職務の等級による加算措置 有				

(注) ( )内は再任用職員

退職手当 (令和元年度)	(支給率)	自己都合	定年	応募認定
	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分	26.365500 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.270750 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.75750 月分	47.709000 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.70900 月分	47.709000 月分	47.709000 月分	47.709000 月分
1人当たり平均支給額 (前年度退職者に支給された平均額)		自己都合	5,617 千円	
		定年等	13,571 千円	
		応募認定	9,560 千円	

特殊勤務手当 (令和元年度) 医師手当を除く	職員全体に占める手当支給職員の割合	37.3 %
	支給対象職員1人当たり平均支給額	204,586 円
	手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )	3
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 病院手当 特殊作業勤務手当 (し尿、ゴミの収集等) 夜間看護手当

時間外勤務手当	令和元年度	支 給 総 額	222,612 千円
		職員1人当たり支給年額	337 千円

区 分 (令和元年度)	内 容
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族である子 10,000 円 扶養親族である父母等 6,500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算
住居手当	家賃を払っている職員 27,000 円以内
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員 55,000 円以内 自動車等交通用具を利用して通勤する職員(使用距離に応じ) 24,500 円以内

(6) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		月 額	期 末 手 当 ( 令 和 元 年 度 支 給 割 合 )
給料	市 長	870,000 円	6月期 2.200 月分 12月期 2.250 月分 計 4.45 月分
	副 市 長	725,000 円	
	教 育 長	645,000 円	
報酬	議 長	464,000 円	6月期 2.150 月分 12月期 2.200 月分 計 4.35 月分
	副 議 長	428,000 円	
	議 員	393,000 円	
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×500/100×在職年数	
	副 市 長	(算定方式) 給料月額×300/100×在職年数	
	教 育 長	(算定方式) 給料月額×240/100×在職年数	

## 5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

- 勤務時間 1週間当たり38時間45分 1日7時間45分(8時間30分から17時15分まで)
- 休憩時間 12時00分から13時00分まで
- 週休日 土曜日及び日曜日
- その他 保育園、環境センター、衛生センター、図書館、給食センター等に勤務する職員については、所属長が任命権者の承認を得て勤務時間、休憩時間、週休日を別に定めています。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和元年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降級	合計	失職
心身の故障			6		6	

(2) 懲戒処分者等(令和元年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反					0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢		1			1	14
非行行為					0	0

## 7 職員のサービスの状況

○ 営利企業等従事の許可等の状況(令和元年度)

申請件数	許可件数
16 件	16 件

## 8 職員の退職管理の状況

退職される方に対して、働きかけの規制についての資料を配布し周知しています。

## 9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況(令和元年度)

研 修 名		対 象 者	受講者数
外 部 研 修	市 町 村 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	課長級職員研修	課長級職員 3人
		課長補佐級職員研修	課長補佐級職員 4人
		係長級職員研修	係長級職員 8人
		中堅職員研修	中堅職員 7人
		3～5年目職員研修	3～5年目職員 7人
		新規採用職員研修	新規採用職員 3人
		地方自治・地方公務員制度講座	採用後5年程度の職員 8人
		接遇基礎講座	窓口職員 2人
		個人情報保護と情報公開講座	採用後2年程度の職員 5人
		メンタルヘルス・ハラスメント防止講座	新任の管理職 2人
		人事評価者講座	管理職 5人
		プレゼンテーション能力向上講座	係長級職員 7人
		上記以外の研修	一般～課長級職員 83人
	東濃西部広域組合自主研修	一般～主任主査級職員 30人	
	自治大学校第2部課程研修	係長級職員 1人	
	専門研修(採用面接・試験官の基本実務)	担当職員 1人	
専門研修(県域統合型GIS基本操作研修)	担当職員 1人		
専門研修(ネットワーク基礎コース)	担当職員 1人		
その他の研修	一般～部長級職員 10人		
内 部 研 修	新規採用職員研修	新規採用職員 31人	
	問題解決研修	主査～係長級職員 59人	
	人権啓発研修会	保育士 16人	
	障害者差別解消法研修	係長級職員 58人	
合 計			352 人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康診断の状況(令和元年度)

区 分	対象者	受診者数	一人あたり市負担額
年代別健康診断	全職員(医療業務従事 職員の一部を除く。)	732 人	7,000 円
人間ドック		58 人	

### (2) 公務災害の発生状況(令和元年度)

区 分	認定件数
公務上の災害	5 件
通勤による災害	0 件

### (3) 公平委員会の業務状況(令和元年度)

令和元年度における公平委員会の業務の状況は次のとおりです。

業務の内容	該当件数
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告	0 件
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
苦情相談	0 件

(注) 職員は、土岐市公平委員会に対し、任用、給与、勤務条件等人事管理の全般に関する苦情の申し出や相談、勤務条件に関し適切な措置を講ずるよう要求することができます。